

令和三年二月十六日受領
答弁第二一九号

内閣衆質二〇四第二九号

令和三年二月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出ワクチン接種従事者の拡大に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出ワクチン接種従事者の拡大に関する質問に対する答弁書

一及び二について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「予防接種」という。）を実施するために必要な医療従事者の確保を含む、予防接種の実施体制の整備については、国や都道府県の支援の下、予防接種の実施主体である市町村において、地域の医療関係団体等と連携して地域の実情に合わせた対応が進められているものと承知しているところであり、厚生労働省において、その取組状況について必要に応じて報告を求めている。政府としては、医療従事者の確保を含む、予防接種の実施体制の整備に係る支援として、市町村や都道府県における予防接種の実施に要する費用の負担等や医療関係団体に対する協力の要請等、必要な取組を行っているところである。

三及び四について

政府としては、予防接種に係る注射を行う医療従事者も含め、予防接種を実施するために必要な医療従事者が確保されるよう、一及び二について述べた予防接種の実施体制の整備に係る支援に取り組んでいくところであり、医行為（医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又

は危害を及ぼすおそれのある行為をいう。以下同じ。)に該当する予防接種に係る注射を歯科医師及び薬剤師に行わせることは考えていないが、医行為に該当しない範囲において、歯科医師及び薬剤師にも予防接種に関する業務に協力していただくことについては、関係団体と連携し、必要な検討を進めてまいりたい。